

日本臨床心理士養成大学院協議会 総会運営規定

平成 25 年 9 月 29 日制定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規定は、日本臨床心理士養成大学院協議会総会の議事に関する事項について定め、総会の円滑な運営を図ることを目的とする。

(遵守事項)

第 2 条 議決権を行使し得る代議員及びその他の出席者は、当会会則及び本規定を遵守しなければならない。

第 2 章 代議員等の出席

(代議員本人の出席)

第 3 条 総会に出席しようとする代議員は、その資格を明らかにしなければならない。

(代議員の代理人の出席)

第 4 条 代議員の代理人として出席する者は、会則第 20 条に定めるとおりとする。

第 3 章 議長

(議長の選出)

第 5 条 総会の議長となる者は、会則第 18 条の規定の定めによる。

(議長の権限)

第 6 条 議長は、議事を整理するため必要な措置を執ることができる。

第 4 章 議事

(定足数の確認)

第 7 条 議長は、総会の開会に際し、定足数の確認を行わなければならない。

(議題の付議の宣言)

第 8 条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、議場に理由を述べて、その順序を変更することができる。

2 議長は複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(議題の審議)

第9条 審議において議決権および発言権を有する者は代議員（代理人を含む）である。

(代議員の発言)

第10条 代議員は、議長の許可を得てから発言しなければならない。

2 議長は、議事進行上、必要と認める時は代議員の発言を制限または中止させることができる。

(審議の終了・採決)

第11条 議長は、議題について質疑及び討論がなされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

2 原案に対し修正案が提出された場合は、原案に先立ち修正案の採決を行う。

3 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

(採決結果の宣言)

第12条 議長は採決が終了した時は、その結果を総会に宣言しなければならない。

(延期または続行)

第13条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

2 前項の場合、延会または継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決議を議長に一任することができる。

(終了)

第14条 議長は、すべての議事を終了したとき、または延期もしくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第15条 会則第23条の定めに従い、議長および議長が指名した出席代表者2名が署名押印のうえ、保管する。